

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会
報告書

平成 29 年 3 月

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会

はじめに

平成 25 年4月、東京都教育委員会により「都立小中高一貫教育校基本構
想検討委員会」が設置され、平成 27 年 11 月に報告書がまとめられた。

また、我が国においては、平成 28 年4月、学校教育法の改正により、小学
校から中学校までの義務教育9年間を一貫して行う義務教育学校の設置が
可能となった。

さらに、平成 29 年3月、次期学習指導要領が示され、平成 32 年4月以
降、小学校第3学年からの外国語活動が実施されることとなった。

本検討委員会では、基本構想検討委員会の教育理念等を引き継ぎ、次代
を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸長させ、豊かな国際
感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成するためには、どのような教
育内容としたらよいか、議論を重ね、ここに報告書として取りまとめた。

公立では全国初の取組となる小中高一貫教育校の開校に当たって、今
後、
東京都教育委員会が、本報告書を参考に、更に具体的な教育課程等の準
備を進めていくことを期待する。

平成 29 年 3 月

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会

目 次

第1章 都立立川国際中等教育学校への附属小学校の設置	1
1 これまでの検討経過	1
2 設置の基本的枠組	2
3 教育理念等	3
第2章 教育課程	4
1 教育課程の基本方針	4
2 教育課程編成の基本的な考え方	4
3 教育課程の特色	5
4 教育課程（案）	7
5 12年間の外国語教育における主な到達度指標（案）（イメージ）	8
6 教職員等	10
第3章 施設・設備	11
1 考え方	11
2 施設の概況（小学校）	11
3 施設の基本計画	11
4 その他	11
第4章 入学者決定方法等	12
1 応募資格	12
2 入学者決定方法	12
3 在籍していた児童・生徒の転学・編入学	12
4 進学	12
5 その他	12
参 考 資 料	14
都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会 設置要綱	15
都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会 委員名簿	16
都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会専門部会 設置要綱	17
都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会専門部会 委員名簿	18
都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会作業部会 委員名簿	19
都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会における検討状況	20

第1章 都立立川国際中等教育学校への附属小学校の設置

1 これまでの検討経過

平成25年4月、東京都教育委員会は、世界で活躍する人間を育成することを目指し、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築するため、都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会を設置した。平成27年11月、都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会は、「都立小中高一貫教育校の設置に関する検討結果」において、都立小中高一貫教育校の基本的な構想を取りまとめた。

このことを受け、平成28年2月、東京都教育委員会は、「都立高校改革推進計画・新実施計画」において、都立立川国際中等教育学校に附属小学校を設置し、小中高一貫教育校として、国際色豊かな教育環境を整備することとした。

(『都立高校改革推進計画・新実施計画』から抜粋)

取組の方向

(1) 国際色豊かな教育環境の整備

日本人としての自覚と誇りを備え、国際的に活躍できる人材を育成するとともに、帰国児童・生徒や外国人児童・生徒の受入れなどを行う、国際色豊かな教育環境を整備します。

ア 新国際高校（仮称）の設置検討

(略)

イ 中高一貫教育校の充実

(略)

ウ 小中高一貫教育校の設置

語学力や豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを備え、国際的に活躍できる人材を育成していくため、立川国際中等教育学校において、附属小学校を設置し、早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備します。

なお、本校の具体的在り方については、今後更に外部有識者等で構成する検討委員会を設置し、多面的視点から検討していきます。

内容	対象校	年度別計画		
		28年度	29年度	30年度
開校（予定）年度	<設置場所>			
小中高一貫教育校	立川国際	基本計画	基本設計	基本設計
平成34年度	中等教育学校			実施設計

2 設置の基本的枠組

(1) 設置

都立立川国際中等教育学校の伝統及びこれまでの教育実績を踏まえた小中高一貫教育校として、附属小学校を新たに設置

(2) 設置形態

小学校及び中等教育学校

(3) 中等教育学校の課程及び学科

中等教育学校の後期課程は、全日制課程普通科とする。

(4) 学期

三学期制

(5) 学校規模

小学校と中等教育学校の合計で1,440人の規模を想定する。

小学校（第1学年～第6学年）は各学年80人とし、第1学年で80人の募集を行い、中等教育学校（第7学年～第12学年）は各学年160人とし、第7学年で80人程度の募集を行う。

(6) 海外帰国児童・生徒、在京外国人児童・生徒の受入れ

一般枠の児童・生徒とは別に特別枠を設け、海外帰国児童・生徒及び在京外国人児童・生徒を募集する。

特別枠の募集人数については、現在の募集状況等を考慮し、今後検討していく。

募集時期については、一般枠の児童・生徒と同様に、第1学年及び第7学年において受け入れることとする。

(7) 開校予定年度

平成34年度を開校予定年度とし、第1学年児童の受入れを開始する。

(小中高一貫教育校の年次進行イメージ)

	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)												
第12学年	立川国際中等教育学校																							
第11学年																								
第10学年																								
第9学年																								
第8学年																								
第7学年																								
第6学年													小中高一貫教育校											
第5学年																								
第4学年																								

3 教育理念等

(1) 教育理念

次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成する。

(2) 教育方針

本校の教育理念を踏まえ、特に以下の4点を教育方針として重視する。

- 自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力を育てる。
- 世界で通用する語学力を育み、それを支える言語能力を向上させる。
- 日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力を育てる。
- 異学年との学習活動や地域連携、国際交流を通じて、他者を思いやり、協働して新しい価値を創造する力を育てる。

(3) 生徒の将来の姿

高い言語能力を活用して、世界の様々な人々と協働するとともに、論理的な思考力を用いて、諸課題を解決し、様々な分野で活躍する人材

第2章 教育課程

1 教育課程の基本方針

小学校から中等教育学校までの12年間を一体として捉え、児童・生徒の発達等に応じて適切な学習内容の配置及び指導を実践する、柔軟な教育課程を編成する。

2 教育課程編成の基本的な考え方

教育課程の基本方針を踏まえ、以下のことを教育課程編成の基本的な考え方とし、具体的な学習内容や活動を設定していく。

- 児童・生徒の発達や行動を考慮した、小学校から中等教育学校までの教科の構成や学習内容の効果的な配置と体験活動の重視
- 効果的な教育課程の編成により生み出す「探究の時間（仮称）」の有効的な活用
- 論理的な思考力や表現力を鍛えるため、国語教育の重視
- 高い語学力を身に付けさせるため、英語教育の重視
- アイデンティティ確立のため、日本や世界の歴史の学習、日本の伝統・文化や異文化理解の学習の推進
- 異学年交流、特別支援学校等他の学校との交流や国際交流、地域活動等による、多様な価値観の受容と社会参画意識の向上
- 企業や大学等と連携した学習活動による、世界で活躍しようとする意欲の向上

【第1学年～第6学年（小学校）】

第1学年～第6学年（小学校）では、特に以下のことについて、留意する。

- 言語能力の向上と計算や観察・実験の基礎的な力の確実な定着
- 早期からの系統的・継続的な語学教育の推進
- 地域活動、ボランティア活動、異文化体験及び自然体験の重視
- 少人数授業や習熟度別授業の効果的な実施
- 高学年からの専門性の高い指導の段階的な導入と充実

【第7学年～第12学年（中等教育学校）】

第7学年～第12学年（中等教育学校）では、特に以下のことについて、留意する。

- 第10学年において「探究の時間（仮称）」の設定（3か月程度を想定）
 - ・ 国内や海外において、研究、留学、インターンシップ、ボランティア等の活動
 - ・ 探究の時間に充てる他教科の授業時間の確保
- 他の小学校から入学する生徒と本校附属小学校から進学する生徒の一体感の確立
- 教育課程を工夫することなどにより無理なく留学できる環境を創出

3 教育課程の特色

(1) 教育課程の概要

小学校から中等教育学校までの12年間一貫した教育課程を編成し、論理的思考力を高めるとともに、異学年や異文化経験者等と交流し、国内外で様々な体験活動を行う中で、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせ、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成する。

(2) 各段階で育てたい力

ア 第1学年～第6学年（小学校）

第1学年から第6学年までにおいては、基礎学力の徹底的な定着と個々の児童の特性に応じた指導を行い、特に以下の力について、重点的に育成する。

- 論理的に思考する力
- 身近な事柄について、外国語で簡単なやり取りができる力
- 身近な人々と協働することができる力
- 体験から課題を見いだす力

イ 第7学年～第12学年（中等教育学校）

第7学年から第12学年までにおいては、幅広い教養を活用し、生徒自らが将来に向けて個性と能力を発揮できる指導を行い、特に以下の力について、重点的に育成する。

- 批判的に吟味する力
- 幅広い話題について、外国語で明確かつ的確に考えを表現できる力
- 多様な人々と協働することができる力
- 体験を踏まえて省察する力

(3) 論理的思考力等の基盤となる言語能力を育成

各教科等の学習を通じて、想像力、論理的思考力、批判的思考力、判断力、表現力等の基盤となる言語能力を育成する。

第1学年及び第2学年においては、国語や生活科を中心に、体験活動を大切にし、体験と言葉をつなぐ活動を重視する。第3学年及び第4学年においては、国語や算数、理科を中心に、論理的に文章を読んだり考えたりする活動を重視する。第5学年及び第6学年においては、国語や算数、理科を中心に、多面的に追究する活動を重視する。第7学年から第9学年においては、総合的な学習の時間を中心に、地域調査や文献調査を行ったり、大学や研究機関等の外部講師から指導・助言をもらったりしながら、生徒が探究したいことについて計画を立てられるようにし、探究活動の基礎的な力を培う。第10学年においては、8月の夏季休業期間を含めた10月までの3か月間を、探究活動を行う期間とする。第11学年及び第12学年においては、探究したことについて、日本語と英語で論文をまとめ、発表し、言語能力を高める。

(4) 語学力と言語能力の育成

語学力と言語能力の育成を小中高一貫教育校の重点事項とし、言語能力を基礎とする深い思考力に支えられた語学力を育み、卒業までに日本語と英語により自分の考えを口頭及び文章で明確に表現できる生徒を育成する。

授業時間は、毎日の短時間学習（モジュール）や土曜授業等により、第1学年から十分な時

間を確保する。第1学年から第6学年までにおける英語の指導については、学級担任のほか、専科教員や外国人指導者、JETプログラム¹等の活用についても検討していく必要がある。指導方法は、少人数や習熟度別による指導のほか、英語以外の教科の内容を英語で学習する内容言語統合型学習（CLIL）やICTを活用した交流活動等を効果的に導入する。

第1学年から第6学年までにおいては、英語で考えや気持ちを伝え合う能力を育成する。第1学年から第3学年までにおいては、自分に関することについて相手のサポートがあれば、ごく簡単な質問に答えることができる力などを育成する。第4学年から第6学年までにおいては、日常生活の基本情報について英語で理解、説明できる力や相手の発話を理解できない場合などに必要に応じて聞き返したり意味を確認したりできる力などを育成する。

第7学年から第12学年までにおいては、英語により幅広い話題について情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする能力を育成する。第7学年から第8学年までにおいては、身近な話題について、英語を用いて簡単な意見交換ができる力などを育成する。第9学年から第10学年までにおいては、身近な話題や知識のある話題について、情報や意見を交換できる力などを育成する。第10学年から第12学年までにおいては、知識のある時事問題や社会問題について、幅広い表現を用いて議論できる力などを育成する。

また、小学校から第二外国語に触れる機会を設け、中等教育学校では第二外国語を選択必修とし、英語以外の外国語を習得できる環境をつくり、語学力とそれを支える言語能力を育成する。

(5) 道徳性^{かん}の涵養

国際社会で活躍し貢献できる人材を育成するため、アイデンティティの確立とともに多様な価値観を受容する態度を育み、協働して新しい価値を創造する力を育てる。

第1学年から第6学年までにおいては身近な事柄、第7学年から第12学年までにおいては地域社会や国際社会を題材として、児童・生徒が主体的に考え、議論する授業などを行い、様々な人々と関係を構築できる力を育成する。

(6) 体力の向上

グローバル化が進展する変化の激しい社会の中で、自立し健康に生活しながらたくましく生きるための体力を向上させる。

第1学年から第12学年までにおいて、休み時間等を活用した運動時間を設定したり、遠泳や遠距離徒歩大会などの学校行事を設定し、児童・生徒の体力・運動能力を向上させる。

(7) 学校行事の充実

学校行事設定の際には、小中高一貫教育の良さである第1学年から第12学年までの異年齢集団や、東京都の地域や施設を活用した学校行事を充実させる。

例えば、第1学年から第12学年までの全学年合同による音楽祭やスピーチコンテスト、中等教育学校の生徒が小学校の運動会の運営をすることや、語学キャンプのリーダーとなることなどが考えられる。また、西多摩や島しょ地域の自然や施設を活用した宿泊体験等も考えられる。

1 JETプログラム：語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Program）の略

4 教育課程 (案)

1 教育課程の概要

小学校から中等教育学校までの12年間一貫した教育課程を編成し、論理的思考力を高めるとともに、異学年や異文化経験者等と交流し、国内外で様々な体験活動を行う中で、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸長させ、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成する。

2 各段階で育てたい主な力

小学校 <基礎学力の徹底的な定着と個々の児童の特性に応じた指導>
 ○論理的に思考する力 ○身近な事柄について、外国語で簡単なやり取りができる力
 ○身近な人々と協働することができる力 ○体験から課題を見いだす力

中等教育学校 <幅広い教養を活用し、生徒自らが将来に向けて個性と能力を発揮できる指導>
 ○批判的に吟味する力 ○幅広い話題について、外国語で明確かつ的確に考えを表現できる力
 ○多様な人々と協働することができる力 ○体験を踏まえて省察する力

3 教育課程のイメージ ※12年間一貫した教育課程及び早期からの英語教育による教育課程特例校の取得

校種	中等教育学校											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
児童・生徒数	各学年 160人											
担任制	学級担任制											

言語能力	国語や生活科を中心に 主として 体験と言葉をつなぐ活動	国語や算数・理科を中心に 主として 論理的に文章を読んだり 考えたりする活動	国語や算数・理科を中心に 主として 多面的に追究する活動	地域調査・文献調査 特別講師による指導・助言 探究の時間の計画 理数分野等における 発展的学習	探究の時間 (8月~10月) (校外研究) 研究活動 短期留学 インターナショナル ポランティア	発表 (日・英)	論文 (日本語・英語)
------	-----------------------------------	---	------------------------------------	---	--	-------------	----------------

取得目標	英検3級レベル	英検準2級レベル	英検準2級レベル	英検準1級レベル
語学	毎日の短時間学習(モジュール) 専科教員や外国人指導者を活用した授業 聞く・話すなど体感する授業から 読み・書きを取り入れた授業へ 一部英語を使用した授業(CLIL:内容言語統合型学習)を実施(音楽、図工・美術、体育、技術・家庭科) JETの活用 第二外国語の設置(課外)(希望者)	ICTの活用による海外姉妹校との交流	少人数による指導	習熟度別による指導 英語によるディベートや論文の作成
道徳心	身近な事柄を題材として考え議論する授業	障害者スポーツの授業での取組	地域社会や国際社会を題材として考え議論する授業	

健康・体力	休み時間等を活用した運動時間の設定												
学校行事等	スピーチコンテスト(日本語・英語) 日本の伝統・文化教室(鑑賞、体験、海外姉妹校等への紹介) 異文化間交流												
合同行事	西多摩 徳泊体験	TGG 体験	島しょ 徳泊体験	TGG 体験	海外姉妹校 訪問	TGG 体験	英語・学習会 夏語学研修	TGG 体験	海外留学 海外修学旅行				TGG 体験
	体育祭 文化祭 音楽祭												

TGG:「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の略。児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備することを目的として、東京都教育委員会が平成30年に開設する予定の施設

5 12年間の外国語教育における主な到達度指標（案）（イメージ）

教科の目標		<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年から第6学年までは、日常生活での身近な事柄について、簡単なやり取りができる力を育成する。 ・第7学年から第12学年までは、社会生活での幅広い話題について自然に会話ができ、明確かつ的確に考えを表現できる力を育成する。 						
学年	1	2	3	4	5	6		
授業時間数	136 時間	140 時間	140 時間	140 時間	140 時間	140 時間		
英語	目標レベル	Pre-A1			A1 3級(中学卒業程度) 120-225 80-160			
	到達目標	自分に関するごく簡単な質問に答えられる		日常生活の基本情報について英語で理解、説明できる				
	五 領 域	聞く	ゆっくりはっきりと繰り返し話されれば、自分に関することや身近で具体的な事物を表す、ごく簡単な語句や文を聞き取ることができる。		日常生活において必要となる基本的な情報を聞き取ることができる。			
		読む	音声で十分に慣れ親しんだ、ごく身近で具体的な事物を表す単語を見て、その意味を理解できる。		平易な英語で書かれたごく短い物語を読んで、視覚情報などを参考にしながら、あらすじを理解できる。			
		話す	やり取り	相手のサポートがあれば、自分に関することについてごく簡単な質問に答えることができる。		相手の発話を理解できない場合など、必要に応じて聞き返したり意味を確認したりできる。		
			発表	自分や身の回りの物事に関する、ごく限られたことについて、簡単な語句や文を用いて話すことができる。		日常生活において必要となる基本的な情報を伝えることができる。		
	書く	目的をもってアルファベットの太文字と小文字を活字体で書くことができる。		自分に関するごく限られた情報を、簡単な語句や文を用いて書くことができる。				
学習環境	TGG体験		TGG体験	海外姉妹校訪問				
		英語学習発表会						
		英語児童集会・音楽集会						
		スピーチコンテスト(日・英)						
		海外の学校やインターナショナルスクールとの交流						
		校内掲示や校内放送における英語の活用						
第二外国語	第二外国語に触れる機会を設ける							

※ CEFR(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment「外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ参照枠」)とは、シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集のために、透明性が高く分かりやすく参照できるものとして、20年以上にわたる研究を経て、2001年に欧州評議会が発表したもの。

外国語に関わる授業時間数

	小学校	中学校	合計(高校を除く。)
学習指導要領(H29.3)	210 時間	420 時間	630 時間
都立小中高一貫教育校	836 時間	840 時間	1676 時間

7	8	9	10	11	12
280 時間	280 時間	280 時間	(6単位)	(6単位)	(6単位)

A2 準2級(高校中級程度) 225-550 160-240	B1 2級(高校卒業程度) 550-785 240-310 42-71	B2 準1級(大学中級程度) 785-945 310-360 72-94
---	---	--

身近な話題について意見交換ができる

興味・関心のある話題について議論できる

身近な話題に関する短い会話を聞いて、概要や要点を理解できる。	比較的ゆっくりはっきりと話されれば、なじみのある話題を扱ったラジオ番組やテレビ番組を視聴して、要点を理解できる。	母語話者同士による多様な話題の長い会話を聞いて、概要や要点を理解できる。
身近な話題に関して平易な英語で書かれた短い説明や手紙を読んで、概要や要点を理解できる。	社会的な話題に関する短い会話や説明を読んで、概要や要点を理解できる。	興味のある現代小説や随筆を読んで、概要を理解できる。
身近な話題について、英語を用いて簡単な意見交換ができる。	身近な話題や知識のある話題について、情報や意見を交換できる。	知識のある時事問題や社会問題について、幅広い表現を用いて議論できる。
身近な話題について、自分の意見やその理由を簡単に話すことができる。	知識のある時事問題や社会問題について、内容を具体的に説明するとともに、自分の意見を加えて話すことができる。	聴衆の反応に応じて、発表の内容や方法を調整できる。
聞いたり読んだりした内容について、簡単な語句や表現を用いて、自分の意見や感想を書くことができる。	関心のある分野のテーマについて、まとまりのある文章で具体的に説明するとともに、自分の意見やその理由を加えて書くことができる。	電子メール、エッセイ、レポートなどを、それぞれの用途に合った文体で書くことができる。

TGG体験

英語合宿

夏季短期留学

TGG体験

海外研修旅行

プレゼンテーション大会(日・英)

ディベート大会(日・英)

卒業論文発表会

海外留学生の受入れ

海外の学校やインターナショナルスクールとの交流

校内掲示や校内放送における英語の活用

必修修(フランス語、中国語、スペイン語等から選択)

※ 今後、学習指導要領(H29.3)に則って、修正していく。
 ※ TGG(TOKYO GLOBAL GATEWAY)

6 教職員等

(1) 管理職

校長については、小学校から中等教育学校までの一体的な運営の実現や全体的な方針等の迅速な決定を可能とするため、小学校と中等教育学校を兼務できる者を配置することが望ましい。

副校長については、幅広い年齢層の児童・生徒を指導する教員組織を適切に管理・運営できるように複数名配置することが望ましい。

(2) 教職員等

小中高一貫教育校の特色である小学校における早期からの英語教育の実施や教科担任制の導入、中等教育学校における探究の時間（仮称）の実施などに必要な教職員等の資質向上のための研修等を行っていく必要がある。

また、日本語力が十分でない海外帰国児童・生徒及び在京外国人児童・生徒のために、日本語の指導ができる教員等の配置や、外国語を専門とする教員以外にも外国語による対応が可能な教員及び事務職員等の配置を検討していく必要がある。

第3章 施設・設備

1 考え方

都立小中高一貫教育校の施設・設備については、同校の教育理念等についての検討結果を踏まえ、学校の特色を生かしながら12年間の体系的で一貫した教育を効果的に展開できることを可能とする施設を整備していく。

2 施設の概況（小学校）

- (1) 敷地面積は、23,767 m²である。
- (2) 交通機関としては、JR中央線、南武線、青梅線「立川駅」から徒歩18分又はバス15分、多摩都市モノレール「立川北駅」から徒歩18分の場所に位置し、中等教育学校とは道路を隔てて隣接している。
- (3) 近隣一帯の状況は住宅街であり、低中層建築が混在している。UR都市機構のマンションが敷地に隣接している。

3 施設の基本計画

(1) 施設整備方針

都立小中高一貫教育校への改編に伴う施設整備については、中等教育学校については現行の都立立川国際中等教育学校を利用することを基本とし、小学校については、隣接する曙グラウンドに校舎等を新設する。

なお、小学校の設置に当たっては、空中歩廊を設けるなど、児童・生徒の安全及び中等教育学校との一体的な運営を考慮する。

都立小中高一貫教育校の特色である、異学年での交流活動を展開するに当たり必要な活動スペース等の設置や、教育課程展開上必要となる講義室の設置、ICT機器の充実等、施設の整備を行う必要がある。

(2) 主な施設・設備の整備内容

ア 活動スペースの整備

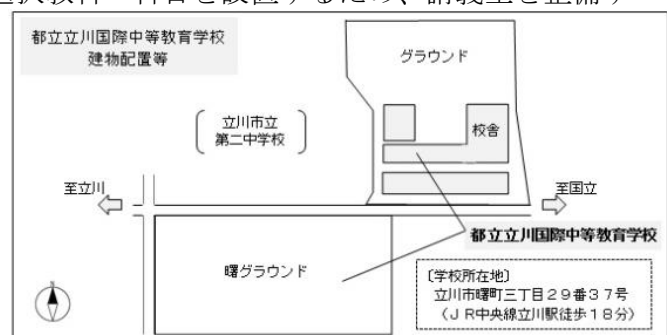
異学年での交流活動や小学校と中等教育学校の交流活動の拠点となる活動スペースとして、図書室・パソコン室・視聴覚室・自習室を一体化させたラーニング・コモンズ（仮称）や国際交流室等を整備する。

イ 講義室の整備

児童・生徒の習熟の程度に応じた少人数・習熟度別授業による補足的な学習や発展的な学習を積極的に展開したり、特色ある選択教科・科目を設置するため、講義室を整備する。

4 その他

児童の安全と健康を考慮し、路線バスの増便など、駅から学校ま



での通学方法についても検討する必要がある。

第4章 入学者決定方法等

1 応募資格

通学区域は、児童の安全と健康に配慮し、例えば通学時間が一定の時間以内（50分程度）になる区市町村名を明記するなど、第1学年の児童が通学可能と思われる地域を東京都教育委員会が指定する。

なお、中等教育学校については現行どおりとする。

2 入学者決定方法

小学校については、以下のとおり、第1次から第3次まで実施し、入学者を決定する。

第1次（抽選）：応募者が一定数を超えた場合のみ、抽選を実施する。

第2次（検査）：第1次通過者を対象に、適性検査を実施する。

※ 適性検査は学力を問わないものとし、学校が必要と考える一定の資質や能力をもつ者全員を通過者とする。

第3次（抽選）：第2次通過者を対象に、抽選を実施し、入学者を決定する。

なお、中等教育学校については現行どおりとする。

3 在籍していた児童・生徒の転学・編入学

都立小中高一貫教育校に在籍していた児童・生徒の転学・編入学については、(1)から(3)までのとおりとする。ただし、検査等において適性を認められなければならない。

(1) 小学校に在籍していた児童が、転学・退学した後、再度小学校に転学・編入学することは、不在年数を問わず、可とする。

(2) 小学校に在籍していた児童が、転学・退学した後、中等教育学校に転学・編入学することは、第8学年以内であれば、可とする。

(3) 中等教育学校（前期課程）に在籍していた生徒が、転学・退学した後、再度中等教育学校に転学・編入学することは、2年以内であれば、可とする。

4 進学

本校附属小学校から中等教育学校への進学については、本人の日常の成績等を基に、学校が進学者を決定する。

なお、進学可能な人数の定員は設けない。

5 その他

入学者決定方法等の詳細については、今後、別途委員会を設置し、検討する。

参 考 资 料

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会 設置要綱

(設置)

第1 都立小中高一貫教育校の設置に向け、その教育内容等について検討するため、東京都教育委員会に都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 学校の設置形態に関する事。
- (2) 教育課程の編成及び教育内容・方法に関する事。
- (3) 施設・設備に関する事。
- (4) 入学者決定に関する事。
- (5) その他検討を要する事。

(構成)

第3 委員会は、学識経験者等、東京都立中等教育学校関係者、幼稚園等関係者、小学校関係者、東京都教育庁関係者の中から、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

(委員長等)

第4 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、会務を統括する。
- 4 委員会には、副委員長を置き、委員長は、委員のうちから、副委員長を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときには、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成29年3月31日までとする。

(専門部会の設置)

第6 委員会に、専門事項を調査検討するための専門部会を置くことができる。

(作業部会の設置)

第7 専門部会に、専門事項の調査検討に係る作業を行うための作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課が担当する。

(意見聴取)

第9 委員会は、必要に応じて委員以外の学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会議及び会議記録)

第10 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨及び会議資料については、原則として公開するものとする。

(その他)

第11 教育長は、第2の規定に基づき委員会から報告を受けたときは、その内容を東京都教育委員会に報告するものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会 委員名簿

	氏名	職名	備考
学識経験者等	小澤 一郎	外務省大臣官房人事課子女教育相談室室長	
	角屋 重樹	日本体育大学児童スポーツ教育学部教授	
	酒井 邦嘉	東京大学大学院総合文化研究科教授	
	中村 敦雄	明治学院大学心理学部教授	
	松本 茂	立教大学グローバル教育センター長	委員長
学校関係者	井土 満	立川市立第五小学校長	
	清水 良一	東京私立初等学校協会事務局長	
	信岡 新吾	東京都立立川国際中等教育学校長	
	牧野 陽一郎	国立市立国立第一小学校長	
	松岡 信行	東京都立立川国際中等教育学校PTA会長	
	山口 紀生	LCA 国際学園長	
	渡邊 郁美	新宿区立あいじつ子ども園長	
教育庁関係者	伊東 哲	東京都教育庁教育監	副委員長
	早川 剛生	東京都教育庁都立学校教育部長	H28.5.10 ~ H28.6.30
	初宿 和夫		H28.7.1 ~
	粉川 貴司	東京都教育庁地域教育支援部長	
	出張 吉訓	東京都教育庁指導部長	
	江藤 巧	東京都教育庁人事部長	
	宇田 剛	東京都教育庁指導推進担当部長	H28.9.1 ~

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会専門部会 設置要綱

(設 置)

第1 都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会設置要綱第6の規定に基づき、都立小中高一貫教育校の教育課程、施設・設備等の専門的事項に関することを検討するため、専門部会を設置する。

(所掌事項)

第2 専門部会は、都立小中高一貫教育校の教育内容等に関し、次に掲げる事項について専門的、具体的に検討し、その結果を都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会に報告する。

- (1) 設置する教科・科目など教育課程の編成及び教育内容・方法に関すること。
- (2) 施設の配置、特色など施設・設備に関すること。
- (3) 進学、募集の実施など入学者決定等に関すること。
- (4) その他検討を要すること。

(構 成)

第3 専門部会は、別紙の者をもって構成する。

(部会長等)

第4 専門部会に部会長を置き、教育庁都立学校教育部都立高校改革企画調整担当課長の職にある者をもって充てる。

- 2 部会長は、専門部会を主宰し、会務を総括する。
- 3 専門部会に副部会長を置き、教育庁指導部指導企画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 専門部会の設置期間は、専門部会が設置された日から平成29年3月31日までとする。

(庶 務)

第6 専門部会の庶務は、教育庁都立学校教育部高等学校教育課が担当する。

(意見聴取)

第7 専門部会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会議及び会議記録)

第8 専門部会の会議及び会議記録は、原則として非公開とする。

(そ の 他)

第9 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会専門部会 委員名簿

	氏 名	職 名	備 考
学校関係者	宮 田 明 子	東京都立立川国際中等教育学校副校長	
	脇 田 祐 光	東京都立立川国際中等教育学校経営企画室長	
	加 藤 武	東京都立立川国際中等教育学校主幹教諭	
	手 塚 比 目 古	東京都立立川国際中等教育学校指導教諭	
教育庁関係者	岡 部 涉	総務部教育政策課長	
	秋 田 一 樹	総務部企画担当課長	
	星 政 典	都立学校教育部高等学校教育課長	
	平 井 邦 明	都立学校教育部入学選抜担当課長	
	曾 根 稔	都立学校教育部都立高校改革企画調整担当課長	部会長
	鈴 木 友 幸	都立学校教育部施設調整担当課長	
	岩 野 恵 子	地域教育支援部義務教育課長	
	冠 木 健	指導部指導企画課長	副部会長
	瀧 沢 佳 宏	指導部国際教育推進担当課長	
	大 和 義 行	指導部義務教育指導課長	
	藤 井 大 輔	指導部高等学校教育指導課長	
	小 島 貴 弘	人事部人事計画課長	
俵 田 浩 一	東京都西部学校経営支援センター学校経営支援担当課長		

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会作業部会 委員名簿

氏名	職名	備考
明石典子	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	小中高・図工/美術
浅野あい子	東京都多摩教育事務所指導課統括指導主事	小学校・算数
荒川弘樹	東京都教育庁指導部義務教育指導課指導主事	小学校・理科
石沢一元	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	高校・国語
大村賢治	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	中高・保健体育
窪田香	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事	小学校・外国語活動
久保田聡	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課統括指導主事	高校・数学
小泉博紀	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	高校・数学
後藤洋士	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	高校・理科
小松亜由子	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	高校・地歴/公民
佐々木純	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	高校・人間と社会
志村雅巳	東京都教職員研修センター研修部専門教育向上課指導主事	小学校・社会
鈴木太郎	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	中学校・国語
鈴木秀光	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	高校・情報
関谷さやか	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	中学校・外国語
田中純子	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	小学校・体育
中村哲也	東京都教職員研修センター研修部専門教育向上課指導主事	中学校・理科
馬場一平	東京都教育庁指導部義務教育指導課指導主事	小学校・国語
土生津静	東京都教職員研修センター研修部教育開発課指導主事	小中・道徳
藤田修史	東京都教育庁指導部義務教育指導課統括指導主事	中学校・社会
堀口俊英	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事	小中高・音楽
宮川麻衣子	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	小中高・家庭
宮崎智	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	高校・外国語
坂本教喜	東京都教育庁指導部主任指導主事(教育経営・教育課程担当)	作業部会担当

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会における検討状況

	開催日	主な議事内容
第1回	平成28年 5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的枠組 ・ 検討スケジュール
第2回	6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育理念等 ・ 教育課程の特色
第3回	7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者決定 ・ 在校生の進学及び他校からの募集の考え方 ・ 帰国及び外国人児童・生徒の受入れ及び転学・編入学 ・ 施設・整備等
第4回	9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育理念等 ・ 基本的枠組 ・ 教育課程
第5回	12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の体制 ・ 報告書の骨子（案）
第6回	平成29年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書（案）

<事務局>

氏 名	職 名
増 田 正 弘	東京都教育庁教育改革推進担当部長
福 井 紀 子	東京都教育庁都立学校教育部教育改革推進担当課長
野 村 公 郎	東京都教育庁都立学校教育部教育改革推進担当課長
岩 本 幹	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課課長代理（教育改革推進担当）
笠 原 秀 浩	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課指導主事

